

日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2015-007 事件

競技者氏名： 松尾泰宏

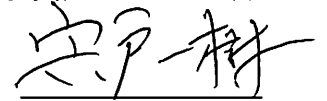
競技種目： ボディビルディング

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 27 年 12 月 8 日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

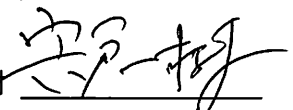
副委員長 宍戸 一樹



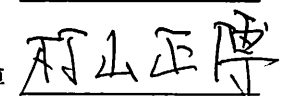
聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 27 年 11 月 29 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

平成 27 年 12 月 8 日

宍戸 一樹 

塚越 克己 

村山 正博 

記

〔決 定〕

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（第 16 回男子東日本ボディビル選手権大会における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.2.1.2 項、10.2.2 項及び同 10.11.3.1 項に従い、平成 27 年 11 月 2 日より 2 年間の資格停止とする。

〔理由〕

- ・平成27年9月6日に実施された競技会検査において競技者から検出された物質オキシロフリン (oxilofrine) は、2015年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S6. 興奮薬」において禁止物質とされているため、本規程2.1項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は、B検体についての分析を要求せず、また、暫定聴聞会及び聴聞会において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
- ・そこで、本件においては、競技者について本規程2.1項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること）の違反が認められ、同9条及び同10.8項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（第16回男子東日本ボディビル選手権大会における競技成績を含む。なお、当該競技会を以下「本件競技会」という。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪されると考えるのが相当である。
- ・上記検出物質は、「禁止物質」に該るものである一方で、禁止表における「特定物質」に該当するところ、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）は、競技者の上記検出物質の使用が意図的であった旨の主張・立証を行っていない。他方で、競技者は、上記検出物質は「SP250」なる名称の一酸化窒素系サプリメントに含有されており、上記物質が検出されたのは、競技者が本件競技会前のトレーニング期間中に同製品を同物質の含有を意識しないままに使用したことによるものであると主張するが、当該事実については、本聴聞会の結果から、これを合理的に認定することができる。したがって、本件は、JADAが本件の違反が意図的であった旨立証できた場合に該当しないことから、本規程10.2.1.2項及び同10.2.2項に従い、資格停止期間は原則として2年間となる。
- ・次に、資格停止期間の取消し・短縮を認めるべき事情の有無につき検討するに、まず、本規程10.4項の定めに基づく例外的な資格停止期間の取消しについては、競技者はその適用の主張・立証をしておらず、実際にも、競技者に「過誤又は過失がない」ことを認めるべき事情は認定できない。
- ・本件において問題となるのは、競技者に「重大な過誤又は過失がない」といえるか否かについてである。この点、競技者は、本件で摂取したサプリメントについては、トレーニング時における疲労回復やポンプアップ効果の獲得を目的として、海外事業者の開設したウェブサイトにて購入・輸入したものである旨述べると共に、当該サプリメントの使用前の段階においてその成分につきインターネット上で調査を行ったが、禁止物質の存在は確認できなかったこと、及び、競技者が当該サプリメントを購入したウェブサイトの運営会社は公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟公認のサプリメントメーカーであったと認識していたため、信頼できると判断したと主張している。
- ・しかしながら、当該サプリメントは、そのラベルにおいて、本製品は特定の団体によって禁止される物質を含む可能性があり、検査に関するすべてのリスク、責任や結果について自己責任でもって摂取すべき旨（THIS PRODUCT MAY CONTAIN INGREDIENTS BANNED BY CERTAIN ORGANIZATIONS. USER ASSUMES ALL RISKS, LIABILITIES OR CONSEQUENCES REGARDING TESTING.）の警告文が大文字にて明記されており、この点を一度でも読めば、当該サプリメントには何かしらの禁止物質が含まれており、自己がこれを

摂取した場合にドーピング検査で陽性となるリスクがあることにつき容易に思い当たったはずであるというべきである。そして、海外事業者の通信販売ウェブサイトを通じて入手したサプリメントに禁止物質が含まれている危険性については競技者の所属する国内競技連盟による研修・注意喚起等を通じて既に認識していたものであることが認められること、及び、ウェブサイトの運営会社が競技団体から何らかの公認を受けていたとしても、当該公認は、ウェブサイトにおいて販売される個々の商品・製品につき禁止物質が含まれないことまでを当然に保証するものではないこと等の事情に照らせば、本件において競技者には重大な過誤又は過失がなかったとは到底いえない。

- ・ 以上の各事情及び今回の違反が1回目の違反であることからすれば、本規程 10.2.1.2 項及び同 10.2.2 項の定めに基づき、競技者を2年間の資格停止とするのが相当である。
- ・ 本件では、競技者に対し、JADA 担当者による平成 27 年 11 月 2 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.9.2 項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては同年 11 月 29 日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、同 10.11.3.1 項により、資格停止期間の開始日は同年 11 月 2 日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上